

静岡県最低賃金が時間額1,034円に改正されます（10月1日～）

静岡県最低賃金の改正について、静岡地方最低賃金審議会（会長 畑隆）において審議が行われ、令和6年8月21日に最終的な答申がなされました。これを受け、静岡労働局では令和6年8月30日に官報公示を行い、静岡県最低賃金を

時間額 1,034円（改定前 984円）

改定日 令和6年10月1日

とすることを決定しました。

賃金上げを支援するための「業務改善助成金」を始めとした各種支援策や、「静岡働き方改革推進支援センター」での無料相談などをご活用いただき、新しい最低賃金へのご対応をお願いいたします。

業務改善助成金 コールセンター 電話番号 0120-366-440
申請先：静岡労働局雇用環境・均等室



静岡働き方改革推進支援センター 電話番号 0800-200-5451

もう、チェックした？



静岡県
最低賃金

時間額

1034円

令和6年10月1日から

※ 産業によって、特定最低賃金が定められているものがあります。
年齢に関係なくパートや学生アルバイトを含め、すべての労働者に適用されます。
賃金が最低賃金以上になっているか、確認してみましょう。

必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国の最低額を定め、使用者は、その最低賃金以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

厚生労働省 静岡労働局

令和6年度（第75回）全国労働衛生週間が展開されます

本週間：10月1日～7日 準備期間：9月1日～9月30日

昭和25年の第1回実施以来、全国労働衛生週間は今年で75回を迎えます。

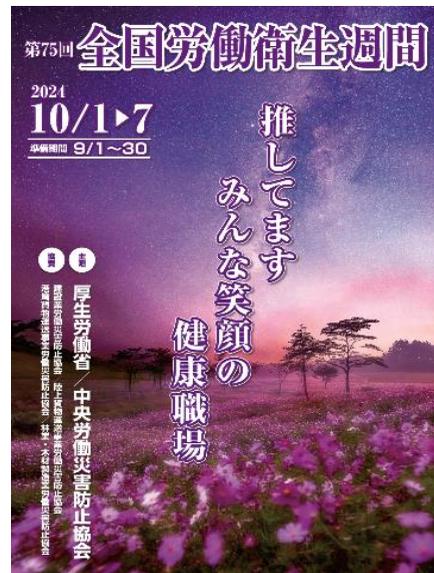
労働者の健康をめぐる状況は、高齢化の進行により一般健康診断の有所見率が上昇を続けているほか、何らかの疾病を抱えながら働いている労働者が増加するとともに、女性の就業率が上昇し、働く女性の健康問題への対応も課題となっています。

過労死等事案の労災認定件数は、令和5年度は全国で1,099件となっており、このうち特に精神障害による労災認定件数は、令和5年度は883件と過去最多となっています。

さらに、産業医の選任義務のない小規模事業場は全体の96%を占めており小規模事業場における労働者の健康確保や取組の推進が大きな課題となっています。

今年度は「推してます みんな笑顔の健康職場」をスローガンに全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生活動の一層の促進を図ります。

詳しくはホームページをご確認ください



ユースエール認定表彰伝達式を行いました 7月25日

静岡労働局は、若者の雇用管理の状況などが優良な企業を認定するための「ユースエール認定企業」として、「東海工業株式会社」様（掛川市）を7月9日に認定し、7月25日にハローワーク掛川において認定証を授与しました。

同企業は正社員の年平均有給休暇取得日数や若者の採用に積極的など、複数の項目を満たしました。静岡県内の認定企業は26社となりました。



ユースエール認定

東海工業株式会社（掛川市）



東海工業(株) 福代 様（左）、ハローワーク掛川 大嶽所長（右）

働きやすい職場づくりのための「オンライン説明会」を開催します

静岡労働局では、県内企業の働きやすい職場環境づくりを応援するため、**テーマ別に、法令解説・実務に寄り添ったポイント解説の説明会**を開催します。
ビデオ会議ツール「Zoomウェビナー」を使用したオンライン形式です。

開催日：令和6年9月27日（金）10:00～10:30

テーマ：契約時の「労働条件明示のルール」が変わりました！
～「無期転換申込」の明示にもご注意ください～

令和6年4月から労働条件明示のルールが改正され、労働契約の締結・更新時の労働条件明示事項が追加されました。

改正点についてわかりやすく説明いたしますので、ぜひこの機会にご参加ください。

詳しくはホームページを
ご確認ください



お問い合わせ先

静岡労働局 雇用環境・均等室
電話番号：054-252-5310

両立支援等助成金「育休中等業務代替支援コース」のご紹介

令和6年1月から、両立支援等助成金に「育休中等業務代替支援コース」を新設し、育児休業や育児短時間勤務を取得・利用する方の業務を代替する体制整備に対する支援を強化しています。

中小企業事業主が育児休業等を取得した労働者の業務を周囲の労働者に手当等を支払って代替させた場合や、代替する労働者を新規雇用（または新規の派遣受入れ）した場合を対象に助成金を支給します。

コース名／コース内容

育休中等業務代替支援コース

育児休業や育児短時間勤務期間中の業務体制整備のため、業務を代替する周囲の労働者への手当支給や、代替要員の新規雇用（派遣受入れ含む）を実施

支給額（休業取得/制度利用者1人当たり）

- ① 育児休業中の手当支給
最大125万円
・業務体制整備経費：5万円（育休1か月未満：2万円）
・業務代替手当：支給総額の3/4 ※上限10万円/月、12か月まで
- ② 育短勤務中の手当支給
最大110万円
・業務体制整備経費：2万円
・業務代替手当：支給総額の3/4 ※上限3万円/月、子が3歳になるまで
- ③ 育児休業中の新規雇用
代替期間に応じ以下の額を支給
・最短：7日以上14日未満：9万円
・最長：6か月以上：67.5万円

詳しくはホームページを
ご確認ください



加算措置／加算額

プラチナくるみん認定事業主は、①③を以下の通り割増。

- ① 育児休業中の手当支給
業務代替手当の支給総額の4/5に割増
- ③ 育児休業中の新規雇用
代替期間に応じた支給額を割増
・最短：7日以上14日未満：11万円
・最長：6か月以上：82.5万円

【加算】

A：有期雇用労働者加算

①～③の助成金の対象の育児休業取得者や短時間勤務制度の利用者が**有期雇用労働者の場合**に、**支給額が10万円加算**されます。
※業務代替期間が1か月以上の場合に限りです。

B：育児休業等に関する情報公表加算

自社の育児休業取得状況等に関する情報を指定のサイト上で公表した場合、**支給額が2万円加算**されます。
※最初の**1回に限り対象**となります。

お問い合わせ先

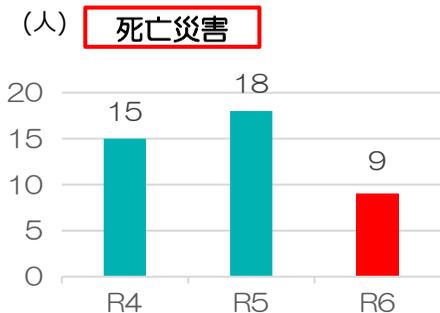
静岡労働局 雇用環境・均等室
(助成金担当)

電話番号：054-254-6320

支給人数・年数に上限がありますので、注意事項をご確認ください。

労働災害発生状況（令和6年7月末時点発生分）

（新型コロナウイルス感染症り患分は除く）



令和6年7月末時点における県内の死亡災害は9人で前年同期に比べ9人減少、死傷災害については2,219人で前年同期に比べ89人増加しています。死亡災害については、**製造業で3人、建設業で2人、農林業で2人**、その他の業種で2人が被災しています。

また、死傷災害では、**552人**が「**転倒**」により被災し、全体の約**25%**を占めており、最も多い事故の型になっています。つきましては、右の「**ぬかづけ運動**」を参考にいただき、ハード・ソフト面からの転倒災害防止対策を進めていただきますようお願いいたします。



ぬれた場所

床の水たまりや氷、油、粉類など**危険な状態**をみつけ、対策を講じていますか？



かいたん

階段や段差のある場所など、転倒**リスクの高い箇所**に対して対策を講じていますか？



かたづけ

身の回りの整理整頓など、日々、作業者への**意識づけ**、教育などを行っていますか？



毎日の運動

ストレッチや転倒予防体操など**運動**を行って、転倒しにくい体づくりに努めましょう！

ぬかづけ運動

検索

詳しくはホームページへ



令和7年3月高校卒業予定者の求人・求職状況（7月末現在）

高校生の求人倍率は3.34倍で過去最高！

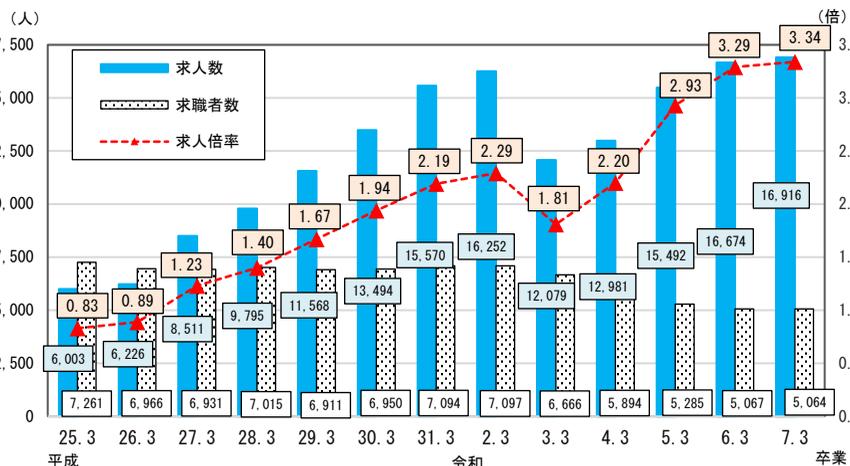
令和6年7月末現在における県内高校生の求人倍率は3.34倍で、前年同期より0.05ポイント増となり、調査開始（平成9年3月卒）以降で過去最高となりました。令和7年3月高校卒業予定者にかかる採用スケジュールは以下のとおりですので、企業の皆様におかれましては、ルールに則った適正な募集・採用活動の実現について、ご理解・ご協力をお願いいたします。

採用ルール、イベント情報等、新規高卒者の採用に関する情報はこちらから！

【新規高校卒業予定者に対する求人活動スケジュール】

高校が事業所へ応募書類を提出	9月5日以降
企業による選考及び採用内定開始	9月16日以降
一人3社までの応募・推薦可能	10月16日以降
就職開始	卒業後

【静岡労働局HP】

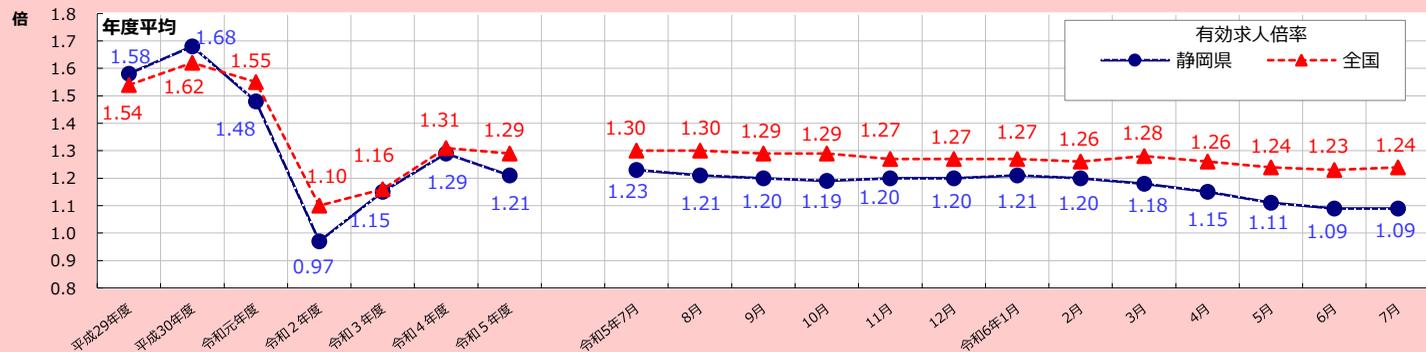


静岡県内の有効求人倍率（令和6年7月）

＜雇用情勢の概況＞

令和6年7月の有効求人倍率（季節調整値）は1.09倍（全国39位）となり、前月と同水準となりました。

静岡労働局では、県内の雇用情勢について、「**改善の動きに弱さがみられる。引き続き、物価上昇等が雇用に与える影響に注意する必要がある。**」と判断しています。



編集/発行 静岡労働局 雇用環境・均等室
〒420-8639 静岡市葵区追手町9番50号
(静岡地方合同庁舎5階)
TEL 054-252-5310



静岡労働局HP



静岡労働局YouTube



静岡労働局 X @SZOKMHLTwitter